

取材・撮影許可の手順

1. 取材・撮影内容が決定したら、対象となるお店にコンタクトして了解を得てください。
その際、内容を詳しく説明し、後々問題が起こらない様にお願いします。
2. お店の了解が得られましたら、ホームページの一番下の左側にある「取材撮影許可申請書」をプリントアウトし必要事項ご記入の上、築地場外市場商店街振興組合にFAXして下さい。
FAX 03-3541-9465
3. 詳細については、翌日、築地場外市場商店街振興組合までお電話して下さい。
TEL 03-3541-9466
取材・撮影内容の確認と道路使用状況の確認をさせていただきます。
道路使用がある場合には、申請書に許可印を押しますので、その捺印済み書類を引き取りに築地場外市場商店街振興組合の事務所まで来て下さい。
4. 捺印済み申請書原本を持って、築地警察署に行き「道路使用許可申請書」を提出して下さい。
警察では、提出日から中3日で許可が出されます。
月曜日に出すと、金曜日の許可になります。土曜・日曜・祝日は除く稼働日で中3日ですので
ご注意ください。
5. 撮影当日に、築地場外市場商店街振興組合の事務所に「撮影許可」の腕章を取りに来て下さい。
組合事務所は、8時から15時まで開いていますので、その間に腕章の借り出しと返却を行って下さい。

【ご参考まで】

道路使用許可申請について(申請の必要な撮影)

一般公道上で撮影行為には道路使用許可申請が必要です。

アマチュア映画であろうと、路上での撮影行為には所轄の警察に「道路使用申請」を出さなければなりません。

具体的には以下の条件で撮影する場合、道路使用申請を必要とします。

- ①道路(歩道を含む)上に三脚を立てて撮影する場合
- ②撮影に劇用車両(自動車・バイク・自転車)が登場する場合
- ③一時的にでも一般の方の通行を制限する撮影
- ④市街地(商店街・住宅街)での撮影
- ⑤ひとつの場所に長時間に及ぶ撮影が行われる場合
- ⑥その他、第三者の通行に対して影響が出ると予想される場合

申請先 : 築地警察署

平成 年 月 日

築地場外市場商店街振興組合 様

TEL 03-3541-9466 FAX 03-3541-9465

申請者 住 所 (又は所在地)

氏 名 (又は団体名)

連絡先 電話 () FAX ()

メールアドレス @

[取材人員 人 (総数)]

取材・撮影許可申請書

1 取 材 日 時	年 月 日() [: ~ :] から 年 月 日() [: ~ :] まで
2 取材場所 (又は店舗)	① ② ③
3 目 的 (簡潔に)	
4 内 容 (具体的に)	
5 方 法	EGM・ホームビデオ・スチールカメラ その他()
6 放送・発表予定日時	番組 (雑誌) 名 : 放送・発刊予定日 : 年 月 日 () (発表) [: ~ :] 頃

- ※ 取材・撮影の許可を得るための申請は、概ね取材・撮影日の1週間前に提出してください。
- ※ 取材・撮影にあたっては、許可を得てください(費用を支払っていただく場合もあります)。
- ※ 取材・撮影にあたっては、当該組合員の営業のみならず隣接する組合員に取材・撮影にも目的などを説明して了解を得てください (または組合事務局に説明を依頼してください)。
- ※ 取材・撮影では、来街 (来店) 者に迷惑をかけないように準備をすることが許可の前提となります。
- ※ 3店舗以上を取材・撮影の場合は別紙添付し、展示会などの場合にはその初日を記載のこと。

申請受付日	月 日	受付担当者氏名	
		事務局長承認	印